



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*50 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
(障害福祉課)

規 則

和歌山県規則第50号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第5条中「第1条」を「第2条」に改める。

第9条を次のように改める。

(障害程度の再認定のための診査)

第9条 施行令第6条第1項の規定による通知を受けた者に対する保健所長の診査は、前条に規定する診断書及び意見書に基づき行うものとする。

第13条から第15条までを次のように改める。

第13条から第15条まで 削除

第16条の前の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同条中「身体障害者居宅生活支援事業開始・変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等(開始・変更)届」に改める。

第17条中「身体障害者居宅生活支援事業廃止・休止届」を「身体障害者生活訓練等事業等(廃止・休止)届」に改める。

第18条の見出しを「(身体障害者社会参加支援施設台帳)」に改め、同条中「第27条」を「第28条」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第1号中「身体障害者更生援護施設台帳」を「身体障害者社会参加支援施設台帳」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

身体障害者居住地等変更届書

年 月 日

和歌山県知事 様

○氏 名 印

○フリガナ ○性別 男 ・ 女

○生年月日 年 月 日

○電話番号 - () -

○保護者名 ○児童との続柄

※児童の場合は保護者が届けてください。

年 月 日に 本人 の 居住地
保護者 の 氏 名 を変更したので下記のとおり届けます。

記

1 新居住地 〒

保護者の
新居住地 〒

※本人の居住地と異なる場合は記載してください。

旧居住地 〒

2 新氏名(フリガナ)

旧氏名(フリガナ)

3 既交付身体障害者手帳内容
※身体障害者手帳の写しを添付してください。

年 月 日

和歌山県知事 様

市福祉事務所長
町 村 長 印

上記のとおり受理し、身体障害者手帳に記載したので進達します。

- 注 1 入所（老人福祉施設、身体障害者福祉ホームを除く。）に伴う住所変更は、身体障害者福祉法にいう居住地に当たらない。
- 注 2 居住地変更届を受理する場合は、原則として住民票で確認すること。ただし、施設入所者の出身世帯が転入し、施設入所者の住民票が施設の所在地である場合は、関係機関からの通知により確認すること。
- 注 3 県外転出又は管轄外への転出は、転出先の市町村（身体障害者福祉係）等へ届けること。

別記第17号様式から別記第22号様式までを次のように改める。

別記第17号様式から別記第22号様式まで 削除

別記第23号様式及び別記第24号様式を次のように改める。

別記第 2 3 号様式 (第 1 6 条関係)

身体障害者生活訓練等事業等 (開始・変更) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

事業経営者
住所 (事業所の所在地)
氏名 (名称)

印

- 1 下記のとおり身体障害者福祉法による身体障害者生活訓練等事業等を開始するので同法第 2 6 条第 1 項の規定により届け出ます。
- 2 下記のとおり身体障害者福祉法第 2 6 条第 1 項の規定により届け出た事項を変更したので同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

開始・変更しようとする事業	種類		
	提供する便宜等の内容		
経営者 (法人)	氏名 (内容)		
	住所 (事務所の所在地)		
基本約款	別添 1		
事業の運営の方針			
職員の職種	職務の内容	職員の定員	
			人
			人
			人
		合計	人
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		別添 2	
事業を行おうとする区域			
事業の開始予定年月日		年	月 日

備考 届の記入については、別紙によること。

(別紙)

身体障害者生活訓練等事業等(開始・変更)届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、(開始・変更)のいずれかに該当する事項にマルをすること。
- 2 変更の届出をする際には変更が生ずる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数の種類の身体障害者生活訓練等事業等を開始する際には、開始届は、それぞれの種類ごとに作成すること。
例) 身体障害者生活訓練等事業と介助犬訓練事業を行う場合には、身体障害者生活訓練等事業で1枚、介助犬訓練事業で1枚作成する。
- 4 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号にマルをすること。
- 5 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として別途届け出ること。
- 6 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 8 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。
- 9 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 10 開始の届出をする際には、この届に身体障害者福祉法施行規則第13条第2項に掲げる書類を添付すること。

別記第 2 4 号様式 (第 1 7 条関係)

身体障害者生活訓練等事業等 (廃止・休止) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

事業経営者 住所 (事業所の所在地)
氏名 (名称)

印

下記のとおり身体障害者福祉法による身体障害者生活訓練等事業等を (廃止・休止) するので同法第 2 6 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

廃止・休止予定年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

- 1 (廃止・休止) は、いずれか該当する事項にマルをすること。
- 2 複数の種類の身体障害者生活訓練等事業等を廃止又は休止する場合には、廃止届又は休止届は、それぞれの種類ごとに作成すること。

別記第 25 号様式中「身体障害者更生援護施設台帳」を「身体障害者社会参加支援施設台帳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。